

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	東海財務局長
【提出日】	平成21年12月4日
【会社名】	株式会社エルモ社
【英訳名】	E L M O C O M P A N Y , L I M I T E D
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 竹内 清
【本店の所在の場所】	名古屋市瑞穂区明前町6番14号
【電話番号】	052-811-5133(代表)
【事務連絡者氏名】	取締役常務執行役員経営管理本部長 渡辺 毅
【最寄りの連絡場所】	名古屋市瑞穂区明前町6番14号
【電話番号】	052-811-5133(代表)
【事務連絡者氏名】	取締役常務執行役員経営管理本部長 渡辺 毅
【縦覧に供する場所】	株式会社ジャスダック証券取引所 (東京都中央区日本橋茅場町1丁目5番8号)

1【提出理由】

当社は、平成21年11月19日開催の取締役会において、平成22年1月4日を効力発生日として、当社の日本国内におけるエルモ製品を含む光学製品その他の販売ならびに各種設備の設計・施工・保守を行う部門の事業を分割により新たに設立するエルモソリューション販売株式会社に承継させることを内容とする分割計画を承認いたしましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第7号の2の規定に基づき、臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 当該新設分割の目的

製品単品では需要拡大を見込むことが困難な日本国内市場においてユーザーの幅広いニーズに対してエルモ製品のみにはこだわらぬソリューション販売を、サンヨーオーエー（SOA）グループと協同して推進していくことで国内販売事業を拡大していくことを目的とするものであります。

(2) 当該新設分割の方法

当社を新設分割会社とし、新設分割設立会社を承継会社とする新設分割であります。なお、本新設分割は、会社法第805条（簡易分割手続き）の規定に基づき、株主総会の承認を得ずに行います。

(3) 新設分割に係る割当ての内容

新設分割設立会社は、本件分割に際して普通株式2,000株を発行し、その全てを当社に交付いたします。

(4) その他の新設分割計画の内容

当社が平成21年11月19日開催の取締役会において承認しました新設分割計画の内容は、後記のとおりであります。

(5) 新設分割に係る割当ての内容の算定根拠等

上記割当株式数については、新設分割設立会社が本件分割に際して発行する株式の全てが当社に割当て交付されることから、新設分割設立会社の資本金の額等を考慮し、上記株式数を当社に交付することが相当であるとの判断に基づき、当社が決定したものであります。

(6) 新設分割設立会社の概要

商号	エルモソリューション販売株式会社
本店の所在地	名古屋市瑞穂区明前町6番14号
代表者の氏名	代表取締役社長 本多 昭文
資本金の額	100百万円
純資産の額	741百万円（注）
総資産の額	750百万円（注）
事業の内容	書画カメラ・監視カメラ等各種光学機器および電気製品・OA機器等の販売ならびに視聴覚設備・監視カメラ設備等の設計・施工・保守

（注）純資産の額及び総資産の額は、新設分割会社の平成21年2月28日現在の貸借対照表に基づいて算出したものであり、実際の額とは異なる可能性があります。

(以下、分割計画書の写し)

新設分割計画書

株式会社エルモ社を甲とし、甲の分割により新設されるエルモソリューション販売株式会社を乙として以下に新設分割計画を定める。

会社分割の目的：製品単品では需要拡大を見込むことが困難な日本国内市場においてユーザーの幅広いニーズに対してエルモ製品のみにはこだわらぬソリューション販売を、S O Aグループと協同して推進していくことで国内販売事業を拡大していくことを目的に甲の100%子会社・乙を設立し国内販売部門を分割・承継させる。

会社分割の要旨

日程：分割決議取締役会 平成21年11月19日

分割予定日（効力発生日） 平成22年1月4日

新会社での事業開始 平成22年1月6日

分割方式：甲（株式会社エルモ社）を分割会社とし、新たに設立する乙（エルモソリューション販売株式会社）を承継会社とする新設分割とする。

但し、会社法第805条の規程により、甲の株主総会における分割計画の承認を得ないで新設分割する。

分割により減少する資本金等：本会社分割により甲の資本金は減少させない。

新設分割設立会社が承継する権利義務：

乙は、本分割に際して、甲より日本国内におけるエルモ製品を含む光学機器その他の販売ならびに各種設備の設計・施工・保守に関して有する資産・負債その他の権利義務および契約上の地位を承継する。但し、土地・建物、売掛金、未収入金、買入債務、未払債務は承継しない。

詳細については別途定める。

債務履行：甲は乙が承継する債務について重畳的債務保証を行う。

新設分割設立会社の概要（平成22年1月4日予定）

商号：エルモソリューション販売株式会社（英文 Elmo Solution Sales Co., Ltd.）

本店所在地：名古屋市瑞穂区明前町6番14号

事業内容：書画カメラ・監視カメラ等各種光学機器および電気製品・O A機器等の販売ならびに視聴覚設備・監視カメラ設備等の設計・施工・保守

設立年月日：平成22年1月4日（予定）

事業年度の末日：12月31日

資本金：100百万円

発行済株式総数：2,000株

設立会社の設立時役員：取締役会長 竹内清

代表取締役社長 本多昭文

取締役 吉川重利

取締役 木村秀人

取締役 続木雅行

取締役 浅野武彦

監査役（非常勤）豊田彰

その他詳細についてはエルモソリューション販売株式会社定款による。

分割予定日までに甲の国内販売事業およびその事業に属する財産に重大な変更が生じた場合は、本計画書を変更し、又は、分割を中止することが出来る。

別紙

エルモソリューション販売株式会社 定款

第1章 総則

(商号)

第1条 当社は、エルモソリューション販売株式会社と称し、英文ではElmo Solution Sales Co., Ltd.と表示する。

(目的)

第2条 当社は、次の事業を行うことを目的とする。

- (1) 光学機器、電気通信機器、精密機器、医療用機器の販売
- (2) 監視カメラ設備、視聴覚設備の設計、施工、請負および監督
- (3) 事務用品および日用雑貨品の販売
- (4) 監視カメラ設備、視聴覚設備のレンタル業
- (5) 前各号に附帯又は関連する一切の事業

(本店所在地)

第3条 当社は、本店を名古屋市瑞穂区に置く。

(公告方法)

第4条 当社の公告は、官報に掲載する方法により行う。

(機関構成)

第5条 当社は、株主総会及び取締役のほか、取締役会及び監査役を設置する。

第2章 株式

(発行可能株式総数)

第6条 当社の発行可能株式総数は、1万株とする。

(株券の発行)

第7条 当社の発行する株式については、株券を発行しない。

(株式の譲渡制限)

第8条 当社の発行する株式の譲渡による取得については、取締役会の承認を受けなければならない。

(相続人等に対する売渡請求)

第9条 当社は、相続、合併その他の一般承継により当社の譲渡制限の付された株式を取得した者に対し、当該株式を当社に売り渡すことを請求することができる。

(株主名簿記載事項の記載の請求)

第10条 当社の株式の取得者が株主の氏名等株主名簿記載事項を株主名簿に記載又は記録することを請求するには、当社所定の書式による請求書にその取得した株式の株主として株主名簿に記載若しくは記録された者又はその相続人その他の一般承継人と株式の取得者が署名又は記名押印し、共同してしなければならない。ただし、法務省令で定める場合は、株式取得者が単独で上記請求をすることができる。

(質権の登録及び信託財産表示請求)

第11条 当社の発行する株式につき質権の登録、変更若しくは抹消、又は信託財産の表示若しくは抹消を請求するには、当社所定の書式による請求書に当事者が署名又は記名押印しなければならない。

(手数料)

第12条 前11条の請求をする場合には、当社所定の手数料を支払わなければならない。

(基準日)

第13条 当社は、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度

に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

- 第1項のほか、必要があるときは、あらかじめ公告して、一定の日の最終の株主名簿に記載又は記録されている株主又は登録株式質権者をもって、その権利を行使することができる株主又は登録株式質権者としてすることができる。

(株主の住所等の届出)

第14条 当会社の株主及び登録株式質権者又はそれらの法定代理人は、当会社所定の書式により、住所、氏名及び印鑑を当会社に届け出なければならない。

- 前項の届出事項を変更したときも同様とする。

第3章 株主総会

(招集時期)

第15条 当会社の定時株主総会は、毎事業年度の終了後3か月以内に招集し、臨時株主総会は、必要がある場合に招集する。

(招集権者)

第16条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議により取締役社長が招集する。

- 取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会の定めた順序により他の取締役がこれに当たる。

(招集通知)

第17条 株主総会の招集通知は、当該株主総会の目的事項について議決権を行使することができる株主に対し、会日の7日前までに発する。

(株主総会の議長)

第18条 株主総会の議長は、取締役社長がこれに当たる。

- 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により他の取締役が議長になる。
- 取締役全員に事故があるときは、総会において出席株主のうちから議長を選出する。

(株主総会の決議)

第19条 株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

- 会社法第309条第2項の定めによる決議は、定款に別段の定めがある場合を除き、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第20条 株主は、代理人によって議決権を行使することができる。この場合には、総会ごとに代理権を証する書面を当会社に提出しなければならない。

- 前項の代理人は、当会社の議決権を有する株主に限るものとし、かつ、2人以上の代理人を選任することはできない。

(議事録)

第21条 株主総会の議事については、開催日時及び場所、出席した役員並びに議事の経過の要領及びその結果その他法務省令で定める事項を記載又は記録した議事録を作成し、議長及び出席した取締役がこれに署名若しくは記名押印し、株主総会の日から10年間本店に備え置く。

第4章 取締役及び取締役会

(取締役の員数)

第22条 当会社の取締役は、3名以上10名以内とする。

(取締役の選任)

第23条 取締役は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によって選任する。

2 取締役の選任については、累積投票によらない。

(取締役の任期)

第24条 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結時までとする。

2 任期満了前に退任した取締役の補欠として、又は増員により選任された取締役の任期は、前任者又は他の在任取締役の任期の残存期間と同一とする。

(代表取締役及び役付取締役)

第25条 取締役会は、その決議により取締役の中から代表取締役社長1名を定め、他に代表取締役を定めることができる。

2 代表取締役社長は、会社を代表し、会社の業務を執行する。

3 取締役会は、その決議により取締役の中から取締役会長1名、取締役副会長、取締役副社長、専務取締役及び常務取締役各若干名を定めることができる。

(取締役会の招集権者及び議長)

第26条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長が招集し、議長となる。

2 取締役社長に欠員又は事故があるときは、取締役会があらかじめ定めた順序により他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

(取締役会の招集通知)

第27条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役及び監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2 取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開くことができる。

(取締役会の決議方法)

第28条 取締役会の決議は、議決に加わることのできる取締役の過半数が出席して、その出席取締役の過半数をもってこれを決する。

2 決議について特別の利害関係がある取締役は、議決権を行使することができない。

(取締役会の決議の省略)

第29条 当社は、取締役が提案した決議事項について取締役(当該事項につき議決に加わることができるものに限る。)の全員が書面又は電磁的記録により同意したときは、当該事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときは、この限りでない。

(議事録)

第30条 取締役会の議事については、開催日時及び場所、議事の経過の要領及びその結果、出席した特別利害関係を有する取締役の氏名、出席した株主の氏名又は名称その他会社法施行規則第101条第3項で定める事項を議事録に記載又は記録し、出席した取締役及び監査役が署名若しくは記名押印し、取締役会の日から10年間本店に備え置く。

(取締役会規則)

第31条 取締役会に関する事項については、法令及び定款に定めのあるもののほか、取締役会の定める取締役会規則による。

(取締役の責任の一部免除)

第32条 当社は、会社法第423条第1項の行為に関する取締役の責任について、当該取締役が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない場合において、責任の原因となった事実の内容、当該取締役の職務の執行の状況その他の事情を勘案して特に必要と認めるとき等法令に定める要件に該当する場合には、会社法第425条第1項に定める範囲で取締役会の決議により免除することができる。

(取締役の報酬等)

第33条 取締役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

第5章 監査役

(監査役の員数及び選任)

第34条 監査役の員数は、3名以内とする。

- 2 監査役は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によって選任する。

(監査役の任期)

第35条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

- 2 任期満了前に退任した監査役の補欠として、又は増員により選任された監査役の任期は、前任者又は他の在任監査役の任期の残存期間と同一とする。

(監査役の責任の一部免除)

第36条 当社は、会社法第423条第1項の行為に関する監査役の責任について、当該監査役が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない場合において、責任の原因となった事実の内容、当該監査役の職務の執行の状況その他の事情を勘案して特に必要と認めるとき等法令に定める要件に該当する場合には、会社法第425条第1項に定める範囲で取締役会の決議により免除することができる。

(監査役の報酬等)

第37条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

第6章 計算

(事業年度)

第38条 当社の事業年度は、毎年1月1日から同年12月末日までの年1期とする。

(剰余金の配当)

第39条 剰余金の配当は、毎事業年度末日現在の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対して行う。

(中間配当)

第40条 当社は、取締役会の決議により、毎年6月末日現在の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対して中間配当を行うことができる。

(配当の除斥期間)

第41条 剰余金の配当又は中間配当が、その支払の提供の日から3年を経過しても受領されないときは、当社は、その支払義務を免れるものとする。

第7章 附則

(設立時代表取締役)

第42条 当社の設立時代表取締役は、次のとおりとする。

本多 昭文(大阪府守口市大日東町4番 A-1004)

(施行日)

第43条 本定款は、当社の設立の日から施行する。

(附則の効力)

第44条 第7章 附則は、当社の成立の日の翌月にこれを削除する。

以上